

消費税軽減税率制度説明会のご案内

横須賀税務署では、事業者の方を対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

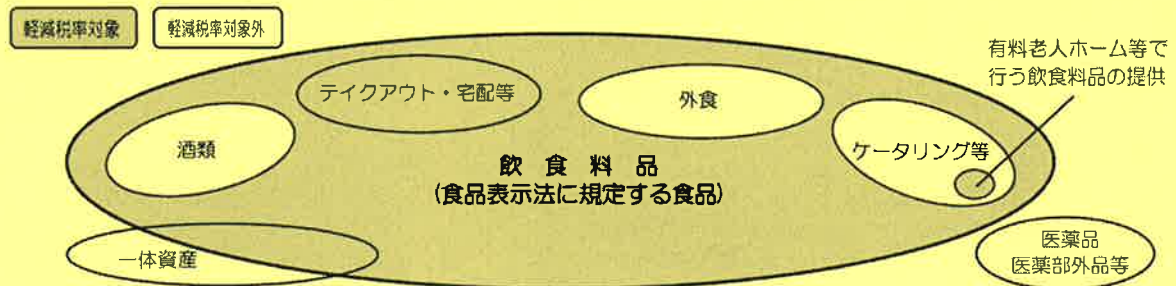
消費税の軽減税率制度は、平成31年(2019年)10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時 平成31年4月16日(火) 15時00分～16時30分
平成31年4月17日(水) 15時00分～16時30分
平成31年4月18日(木) 15時00分～16時30分
平成31年4月19日(金) 15時00分～16時30分
場 所 横須賀地方合同庁舎(2階共用第1会議室)(横須賀市新港町1-8)

会場は駐車場の制限がありますので、ご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲(イメージ)》



多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

【お問合せ先】

横須賀税務署 管理運営第1部門

電話046-824-5500(自動音声に従い「2」番を選択)(内線3102~3104)

【お知らせ】

お電話による「消費税の軽減税率制度の内容に関するご相談」は、横須賀税務署(046-824-5500)へ電話し、自動音声に従い「3」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。